



国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

太田川河川事務所が所有する 除草機械の貸出ルール

1. 貸出概要

貸出内容

太田川河川事務所が所有する除草機械（ハンドガイド式）を1週間単位で無料で貸出します。



< 除草機械の利用例 >



< ハンドガイド式除草機械 >

②貸出条件

ア) 除草機械の貸出しは、太田川河川事務所が管理する河川区域内において除草作業をされる方に限ります。

イ) 貸出、返納、除草機械の運転に係る費用は全て申請者の負担とします。

ウ) 貸出にあたっては、別途「河川の維持管理行為の申請」が必要です。

（詳細は「2. 申請手続き方法」をご覧ください。）

※貸出の1週間前を目処に申請をお願いします。

エ) 除草機械の貸出し、利用にあたっては申請者と太田川河川事務所長が締結する「河川の維持管理行為協定」に基づき利用していただきます。 "

2. 申請手続き方法

手続き窓口

機械の貸出しは各出張所が所有する台数を原則とし、申請、機械の貸出、返納手続きは各出張所で行います。

【己斐出張所：所有台数1台】広島市西区己斐東1丁目1-1

電話番号 082 - 271 - 1418

【大芝出張所：所有台数2台】広島市西区大芝3丁目1-1

電話番号 082 - 237 - 3404

【可部出張所：所有台数1台】広島市安佐北区可部2丁目2-7

電話番号 082 - 812 - 2216

【小瀬川出張所：所有台数1台】山口県岩国市小瀬字沖原2-8-6

電話番号 0827 - 52 - 2245

受付時間：平日 9:30 ~ 17:00



加計出張所・高瀬分室では手続きを行っていません"

手続きの流れ

手続き	手続き書類、補足説明 等	窓口
申 請 ↓ 申請より1週間を目途 協定締結 ↓ 除草機械引渡 ↓ 除草機械返納	(様式 -1) 河川の維持管理行為申請書 除草機械使用の希望について明記 本人確認のための身分証明書必要 申請は利用の1ヶ月前から受付け可 ----- (様式 -1) 協定締結通知書 協定書 ----- (様式- 2) 除草機械確認表 (申請者記入) (様式- 3) 貸出簿 (双方記入) 引渡時には協定締結通知書を提示 ----- (様式- 2) 除草機械確認表 (出張所記入) (様式- 3) 貸出簿 (双方記入) 燃料は満タン返し	対応する出張所

【申請者記載欄】		河川の維持管理行為申請書			
		平成 年 月 日			
国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長 殿					
		申請者※1 住 所		印	
		氏 名		[自署の場合押印省略可]	
		〔 担当者 連絡先 〕			
下記のとおり、維持管理行為を行いたいので申請します。					
目 的					
実施期間 ※2	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
実施場所					
現 地 責任者	氏名 電話	□自宅 □職場 □携帯電話			
維持管理行為を行うにあたり除草機械の使用を 希望する ・ 希望しない					
引渡場所 返納場所					

※1 申請者の本人確認のため身分証明書(運転免許書、健康保健書等)を提示していただきます。
氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

※2 期間は準備・後片付け(除草機械の返却を含む)を含め、一週間程度を目安とします。
申請は、実施予定の1ヶ月前から受け付けます。

* 申請内容の変更が生じる場合には、速やかに受付け担当出張所と協議を行ってください。

* 「河川の維持管理行為申請書(案)」内容の維持管理行為について、別紙協定書に基づく協定が締結できない場合には原本を返却します。

協定締結通知書	
平成 年 月 日	
申請者 殿	国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長 印
上記、「河川の維持管理行為申請書(案)」内容の維持管理行為について、別紙協定書に基づく協定を締結します。	

除草機械確認表

確認結果の記入方法 良好 : ○、修理を要す : ×

確 認 項 目		確認方法	現況 確認	備考
確 認 箇 所	確 認 内 容			
外観	変形及び損傷の有無	目視		
エンジン	オイルの量と性状	目視、触診		
	オイルの漏れ	運転、目視		
	燃料の量	目視		
	燃料の漏れ	運転、目視		
	始動性	運転		
	排気の色	運転、目視		
	異音、振動	運転、聴診		
作業装置	カッターの状況	目視		
	異音、振動	運転、聴診		
	安全装置(クラッチ)	運転		
走行装置	異音、振動	運転、聴診		
	安全装置(クラッチ)	運転		
	速度切換装置	運転		
燃料の補給状況	燃料携行缶	目視		

※除草機械の貸出時および返納時に確認を行います。

※本確認表は受取側が記入するものとします。

※返納の際には、申請者の負担によって燃料を携行缶に満タンにすることとします。

※除草機械は太田川河川事務所管理区域内での使用に限り、当該区域外での使用はできないこととします。

貸与簿(管理機械番号：

) 例:MS－12－17－41－KB

	協定締結日	貸出期間	申請者	受取 (サイン若しくは印)	確認印 (立会者)	返納日	返納 (サイン若しくは印)	確認印 (立会者)	備考
1		～							
2		～							
3		～							
4		～							
5		～							
6		～							
7		～							
8		～							
9		～							
10		～							
11		～							
12		～							
13		～							

協 定 書(案)

申請者と国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長（以下「事務所長」という。）は、太田川河川事務所管理区域における維持管理行為の活動を協力して進めるため、次のとおり協定を交わす。

総 則

（目 的）

第 1 条

この協定は、地域の共有財産である河川空間が、「学びの場」「憩いの場」「遊びの場」にふさわしい環境として保全・整備されるとともに、申請者はもとより利用者が河川への愛着心を深める為に、官民が連携して維持管理を行うことを目的とする。

（実施区域）

第 2 条

「河川の維持管理行為申請書（案）」のとおりとする。

（実施期間）

第 3 条

「河川の維持管理行為申請書（案）」のとおりとする。

（実施内容）

第 4 条

1. 河川の維持管理行為申請書（案）」のとおりとする。
2. 申請者は、活動中に堤防の異常や工作物の破損を発見した場合等には、速やかに事務所長へ報告をするものとする。
3. 事務所長は申請者が除草機械の利用を希望する場合には、太田川河川事務所所有の除草機械を使用させることとする。

（留意事項）

第 5 条

申請者は活動に当たって、以下の点に留意して行うものとする。

1. 使用する除草機械は、適正に利用、保管すること。
2. 活動によって生じたゴミは、適正に処分すること。

（責任の所在）

第 6 条

協定に基づく活動中の事故または第三者との紛争は、申請者の責任において対処するものとする。

（協定の解除）

第 7 条

事務所長は、申請者がこの協定書その他の法令に従わず、本協定の申請者としてふさわしくないと認められる時は、協定を解除することができることとする。

(その他)

第8条

1. 事務所長が、除草機械について、必要に応じて実地調査を行い、もしくは所要の報告を求め、または当該機械の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、申請者はこれに応じることとする。
2. この協定は、申請者の実施区域内の占有権を保証するものではないこととする。

(疑義)

第9条

この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

除草機械の使用

(第4条3項に基づく除草機械の使用条件)

第10条

1. 第4条3項に基づき除草機械を使用する申請者は、第11条、12条、13条、14条を遵守し除草機械を使用しなければならないこととする。
2. 事務所長が特に必要があると認めて貸付期間満了前に除草機械の返納を命じた際には、申請者はその指示に従って除草機械を返納することとする。

(引き渡し返納)

第11条

1. 申請者は、除草機械の引き渡しの際には「協定締結通知書(案)」を提示することとし、事務所長は当該通知書を確認した後、引き渡しを行うこととする。
2. 申請者と事務所長は、互いに除草機械が良好に稼働することを確認した後に、引き渡し、返納を行うこととする。
3. 除草機械の引き渡し、返納に要する費用は申請者において負担することとする。
4. 申請者は、貸付期間満了時まで返納することとする。
5. 第7条に基づき協定を解除した場合には、申請者は除草機械については事務所長の指示に従って返納することとする。

(安全の確認)

第12条

申請者は自らの責任において、使用前に除草機械の安全を確認しなければならない。なお、確認時において除草機械の異常が確認された場合には、事務所長に報告を行うこととする。

(弁償の責任)

第13条

申請者の故意または重過失により、除草機械に故障破損が生じた場合および亡失した場合には、申請者は弁償の責任を負うこととする。

(禁止事項)

第14条

1. 申請者は事務所長の許可なく除草機械を改造、修繕、その他現状を変更することをしてはならない。
2. 申請者は除草機械を転貸し、又は担保に供してはならない。

3. 申請者は除草機械を、「河川の維持管理行為申請書（案）」の申請目的以外のために使用してはならない。
4. 申請者は除草機械を「河川の維持管理行為申請書（案）」の申請実施場所以外の場所にて使用してはならない。